

原告 第36その1準備書面の要旨

悪業

1 まえおき

被告国第28準備書面の全部に反論する。

同準備書面から、福島第一原発事故を「想定外」にしたい不当な全体像を観ることが出来る。

被告国の反論は、己の侵した本件事故の規制義務放棄と責任回避のために、優越的地位を悪用して、最悪の被害に遭っている原告に、無実の罪を転嫁しようとしている。

憲法第十八条に「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、【その意に反する苦役に服させられない。】」と定められているが、被告らの優越的地位を悪用し、東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以降、「本件事故」という。）発生以来の悪行は、被害者排除で、加害者らが、加害者らの都合と権益保全のための理由を優先させ、原告ら被害者の口を封じていることは、本件事故の責任を意図的に隠している。被告らの、本件事故後の被災者への対応は。【当て逃げ状態】にして原告に自助を迫っている。

しかし、原告は、如何なるウソを連ねた後知恵に、被告らが意図する方途に服従することはない。

被告国は、本件事故発生に際し、事故防止対策を実行する指示を怠り、そのために第一原子力発電所は壊れてしまった。事故後の対策のために災害対策基本法が定めてあり、第一条の定め「責任の所在を明確にするとともに」が置き去りにしたまま今日まで至り、それぞれの「責任の所在を明確」にしていない。行政にとって、不都合な法律には、免責につながる事後に作った法律で責任を逃れている。

原告は双葉町長就任以前から、原子力事業者の危機管理に疑問を抱いていたので、就任してから発電所には特段の注意をはらってきた。この経験から、

本件事故の顛末には、最高の注意をはらってきた。

最高の注意とは、「①事故前の報告内容と本件事故との違い、②提出文書、③被告国の常とう句、④被告東電の言動について」等について、双葉町災害対策本部長として、いかなる理由でも忘れる訳にはいかないと記憶している。そこで、本件事故において、記憶からウソで消せないものを以下に記した。

第1 加害者の義務と被害者の権利保全

災害対策基本法（平成十九年三月三十一日改正）第一条の文中には、「この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害（原子力災害）から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。」と、（原告判断：上記に定められていることを、隠ぺい・偽装・偽証で逃れられない。）

又、原子力災害対策特別措置法（平成一八年一二月二二日改正）には、第一条（目的）「この法律は、原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力災害の**予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出**及び原子力災害対策本部の設置等並びに**緊急事態応急対策の実施**その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もつて**原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。**」

第四条（国の責務）「国は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害対策本部の設置、**地方公共団体への必要な指示**その他緊急事態応急対策の実施のために必要な措置並びに原子力災害予防対策及び原子力災害事後対策の実施

のために必要な措置を講ずること等により、**原子力災害についての災害対策基本法第三条第一項の責務を遂行しなければならない。**」

第十二条（緊急事態応急対策拠点施設の指定等）

2「主務大臣は、緊急事態応急対策拠点施設を指定し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、所在都道府県知事、所在市町村長及び当該緊急事態応急対策拠点施設の所在地を管轄する市町村長（略）並びに当該緊急事態応急対策拠点施設に係る原子力事業者の意見を聴かななければならない。」本件において、**発電所周辺6町を合同対策協議会から排除したことに**対し、**言い訳や言い逃れを許していないことは明白である。**

第2 政府事故調が語っていることは

1 政府事故調（中間報告書75頁記載）

「（4）原災本部長による現地対策本部長への権限の一部委任

原災法第20条第8項は、緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、原災本部長がその権限の一部を現地対策本部長に委任することができる旨規定しており、政府の原災マニュアルにおいては、安全規制担当省庁（実用炉における事故の場合は保安院）が、権限の委任について原災本部長の決裁を受け、委任が行われた旨を**告示**することとされている。また、国が毎年実施する**原子力総合防災訓練のシナリオにも、原災本部長の権限の一部を現地対策本部長に委任する手続が記されている。**

原災法上、権限の委任がない場合に、**現地対策本部長が行うことができる事項は、現地対策本部の事務を掌理すること（同法第17条第12項）等に**限られ、**特に、同法に基づく地方公共団体等に対する**指示等を行うことはできない。****」

その後、3月11日19時過ぎから開催された第1回原災本部会合においては、委任手続に関する言及はなく、その後も権限の委任に関する**告示**は行われなかった。オフサイトセンターに置かれた現地対策本部は、権限の委任の有無により現地対策本部が地方公共団体に対して行う対応措置の決定権限や同措置の法的

性格が異なることから、ERC に対し、複数回にわたり政府内部での委任手続の進捗状況を確認したが、明確な回答を得られなかった。

II 反論

第1 被告国第28準備書面に反論する

被告国第28準備書面には、発電所周辺自治体の双葉町を自治権がないようなことを主張し、上目を使い、原告に本件事故で被害が発生していないような表現になっているが、総務省の指摘、福島県の原子力行政のあらまし、原子力安全・保安院の事故前の主張に反し、規制義務を葬った被告国の欺罔と奸さによる被害は、悪質性と甚大性は限りなく大きいことを、以下に、頁ごとに示していく。

とを掲げ、次に、前記目的に応じて緊急時の環境モニタリングを2段階に区別している。すなわち、第1段階のモニタリングは、防護対策の判断に用いるために行うものと位置づけ、迅速性が必要であるため、第2段階ほどの精度は要求しないこととし、その主要な対象核種を希ガス及びヨウ素とした。他方、第2段階のモニタリングは、放射線及び放射性物質の周辺環境に対する全般的影響を評価し、確認するために行うものと位置づけ、主要な対象を積算線量並びに蓄積放射能とその時間的経過であるとしている。なお、この③の項目の中で、具体的な緊急時環境モニタリングの手法も示している。

※上記に書いてある第1段階のモニタリングの、主要な放射性物質及び放射線の内訳が書いていないが、細目は次のように「放射線の希ガス、ヨウ素、エアロゾル状態のウラン、プルトニウム濃度及び中性子及びガンマ線の空間線量率並びに環境資料（飲料水、葉菜、原乳等）中の放射性ヨウ素、ウラン、又はプルトニウム濃度」になっていた。しかし、本件事故ではモニタリングの細目の公表がされていない。

第2段階のモニタリングでは、第1段階よりも広範囲になり、放射線及び放射性物質の周辺環境に対する全般的影響を評価し、確認するために行う。主要な対象を積算線量並びに蓄積放射能とその時間的経過であるとしている。環境中に放出された人体への被ばく評価に必要な放射性核種が対象となる。

「空間線量率、大気中の放射性物質の濃度、環境試料中の放射性物質の濃度及び積算線量を測定、評価する。」この結果は、防護対策の解除、風評被害対策に資することが記されていないなければならない。上記の解説は、素人が書いたように簡単だが、考え方には役に立つことが記されている。

ている（丙ハ第189号証表1及び2参照）。なお、屋内退避等に関する指標は、昭和42年に放射線審議会が定めた公衆の退避に関する指標線量を上限値として実情に即して低く定められている。

※屋内退避は違法である。この記述は前近代的で、化石のような話をしている。この記述から見えてくるのは、自縄自縛の世界にいる規制主務省庁の姿を表している。公務員は法外なことを実施させたり、強制をすることはできない。

屋内退避を違法というのは、「2003年7月1日に施行された、改正建築基準法では、1. クロルピリホスを添加した建材の使用禁止。2. ホルムアルデヒドを発散する恐れのある建材の使用制限。3. 常時換気が可能な換気設備の義務化。4. 天井裏等の制限。とされており、現在はほとんどの住宅やマンションで、常時（24時間）換気設備が必要となります。」とされているので、屋内退避は室内環境基準に反していると指摘しておく。

原告は、かつて空調設備工事・換気設備工事を生業としていた。このため、室内環境基準には精通していた。この室内環境基準において、24時間換気をしない建築申請は、許可が下りないことになっていたので、良く知っていた。

更に、換気量、部屋の広さと人数に制限もあり、**屋内退避は違法で、あり得ない措置である**。本件事故では全く実施できなかった屋内退避を、上記で、被告国が主張する屋内退避とは、いかなるものかの解釈の求釈明を求める。

(1) しかしながら、双葉町内に中間貯蔵施設が設置されたこと及び中間貯蔵施設に土壌が搬入・保管されることによって、原告がどのように「中間貯蔵施設計画地内に所在する原告の土地の所有権侵害」や「一層の長期避難生活を強いられることによる居住権・環境権の侵害」を受けたのかについては明らかではなく、原告の主張には理由がない。

汚染者負担の原則では、汚染原因者の被告東電が自分の責任において回収し、処分すべきものを、政府及び行政が勝手に介入して、不遑及の原則に反して、除染法を作り今日に至っているが、本末転倒のことである。

中間貯蔵施設の当事者は被告東電で、反当事者は土地の所有権者である。私法から言えば、土地の所有権者の権利を侵す法律はなく、調査から設計、工事に至る過程で、所有権者の同意・合意がなければならない。しかし、この同意・合意を得ることなく、第三者の被告国と福島県が地権者の委任を得ないで、勝手に交渉したが、この交渉は無効である。

被告国第28準備書面で、原告に中間貯蔵施設について異論を言っているが、被告国は迷惑な第三者に過ぎないので、論争はできない。原告と論争する権利

と義務があるのは被告東電に限られるので、被告国の主張は不当である。

また、中間貯蔵施設区域を含む帰還困難区域に係る避難指示は、福島第一発電所事故を前提として平成24年6月27日改正後の原災法20条2項に基づき平成25年5月7日に発出されたものであり、中間貯蔵施設の設置自体が避難等を強いるものではない（丙ハ第203号証）。

※原告は、法の正当性をかねてから主張しているが、本件事故では、在来法の原災法をずたずたに壊しておきながら、不遡及の原則に反し、優越的地位を悪用してつくった後知恵の法律で、新たな損害が発生していることを認諾することはできない。原告の生活を基盤としている土地から、放射性物質が残存しており、更に、毎日、事故現場から放射性物質と希ガスが漏れているので、原告の所有地は汚染され続けていることは、避難の解消を考える状況下にはない。以上のことから、被告国の主張は不当である。

第2 被告国「丙ハ第186号証の1・2」の誤り

被告国の「丙ハ第186号証の1」は、効力を待たない。

理由は、文中に双葉町の状況を記しているが、双葉町災害対策本部は、JNESへ何も依頼しておらず、又、事故時の対応を相談されたこともない。まして、双葉町災害対策本部長は、係る実情の報告に公印で決済した記録もない。したがって、双葉町災害対策本部は「**地震・津波対策で手が回らずに合同対策協議会に参席できなかつたという**」記述は、実話ではない。**ウソ・偽りで双葉町災害対策本部を陥れようとする、事実誤認の虚偽公文書作成・同行使なので、ウソだとはっきり否定しておく。このウソを流布した者の責任は免れることはない。**

3月11日21時23分、福島第一原子力発電所半径3km以内の避難、10km以内の屋内退避の原災本部長指示が発出された。しかしながら、現地対策本部においては多くの関係各機関の職員が参集できていないため、訓練では実施していた合同対策協議会の緊急事態対応方針決定会議を開催し、緊急事態応急対策の提言等をまとめる活動は実施できなかった。

※「訓練では実施していた合同対策協議会の緊急事態対応方針決定会議を開催し、緊急事態応急対策の提言等をまとめる活動は実施できなかった。」ということは、防災訓練で行ってきた原災法並びにマニュアルを一番最初から何も行っていないと白状した。しかし、官邸ではこれを問題外にして、発電所周辺自治体を排除して、独断・独裁を行ってきた。これが、本件事故の特徴であり、違法な事故対応を始めて、発電所周辺自治体並びに住民たちに、ぬぐい切れない被害、損害を与えることにつながったのだ。

なお、原子力災害対策マニュアルでは、事故対応に関係する省庁がオフサイトセンターに職員を派遣することとしているが、今回の事故対応においては、保安院、文部科学省、原子力安全委員会、警察庁（東北管区警察局）及び防衛省（自衛隊）を除く省庁は、時間的に先行した震災対応への従事や震災による交通手段への影響から、当初、職員の派遣を行えなかった。このようなことから現地対策本部医療班の責任者は、3月12日に到着した放医研の職員が務め、厚生労働省は3月21日になって責任者を派遣した。また、地域防災計画においてオフサイトセンターへ参集することになっていた周辺6町（広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町）の職員のうち、実際に参集できたのは、大熊町のみであった。残りの5町は、3月11日に発生した地震及び津波による被害や、同日21時23分に発出された福島第一原子力発電所から半径3km圏内からの避難指示の実施等に対応するため、オフサイトセンターに職員を派遣できる状況にはなかった。

※1の記述では、「一斉招集連絡システムを使用できなかった」と記されているが、ここでは、「周辺6町は自己都合で参集しなかったという、」勝手な理由付けがされていることは心外である。双葉町は、本件事故前からオフサイトセンターへ派遣する者は決めており、参集の通報を待っていた。ここの記述は誤記なのか、意図的なのか分からないが、参集の通報を待っていた双葉町災害対策本部の本意とは、全く違う記述になっているので、その仔細を双葉町の誰に聞いたのか、いつ、どこで、どのような方法で確認したのか、について釈明を求める。釈明されないままでは、ウソの証拠として扱うようになる。

12日未明にかけて、福島第一原子力発電所敷地内の放射線量が上昇し、福島第一原子力発電所免震重要棟においては、出入り管理が強化された。当時、福島第一原子力発電所から、保安院等への連絡は、屋外に駐車した福島第一保安検査官事務所の防災車に搭載された衛星電話を用いて行っていたが、放射線量の上昇に伴い頻繁に屋外に出て電話連絡をすることは出来なくなった。しかしポータブル発電機によるオフサイトセンターの東京電力ブースのTV会議システムへの電源復旧後、東京電力本店と福島第一原子力発電所のTV会議を視聴できるようになりTV会議を通じて情報を入手できるようになった。これらを考慮に入れ、サイトに駐在していた保安検査官等5名は、ERCにいた保安院原子力防災課長の了承を得た上、福島第一原子力発電所から、同日5時頃オフサイトセンターに戻った。

※12日未明に第一保安検査官たちは、東電テレビ会議システムを介して、発電所周辺自治体の状況確認と住民の安全のためにERCと連絡していたのではなく、発電所では放射線量が上昇したので「**自分たちの保身を優先させた**」と、ここで語っている。また、12日未明に放射線量が上昇したとあるが、双葉町災害対策本部長には、この情報はどこからも届いていない。**この行為を絶対に許すことはできない。**

10時30分、参集している国、県、防災関係機関及び大熊町により第1回合同対策協議会を開催し、安定ヨウ素剤の搬入準備や住民の避難状況の把握及び住民広報の継続、緊急時モニタリングの実施など、オフサイトセンター活動実施方針を決定した。(別紙-2参照)

※12日の10時30分といえば、停電が回復していたので原子力防災専門官がオフサイトセンターに在籍していたら、一斉召集装置を作動することは十分に余裕があった。原告は、この時間は双葉町役場にいたので通報を受け取ることができた。したがって、大熊町以外の町は、地震・津波対策で参加できなかったという、根拠のないウソは保安院が作った後知恵の言いわけで、参集を意図的に阻んだと受け止めている。第1回合同対策協議会の開催は、法的裏付けのないアリバイづくりに過ぎず、効力のないものである。ここから偽装が始まったと受け止めている。

又、別紙-2は、嘘まみれで、正確なところはない。(後段に示す)

13時15分、上記オフサイトセンター活動実施方針に関する事項を、県や関係市町村に現地対策本部長指示として発出した。(別紙-3参照)なお、原災法第20条第8項は、緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、原災本部長がその権限の一部を現地対策本部長に委任することができる旨規定しており、政府の原子力災害対策マニュアルにおいては、安全規制担当省庁(実用炉における事故の場合は保安院)が、権限の委任について原災本部長の決裁を受け、委任が行われた旨を告示することとされている。また、国が毎年実施する原子力総合防災訓練のシナリオにも、原災本部長の権限の一部を現地対策本部長に委任する手続が記されている。現地対策本部長から県や関係市町村への指示に関する権限の原災本部長から現地対策本部長への委任に関しては、現地対策本部として確認できていなかったが、早急に実施すべき内容に関しては指示を行った。しかし結果として権限の委任は行われていなかった。

※13時15分、双葉町災害対策本部長は双葉町役場にいたが、係る指示は届いていない。「しかし、結果として権限の委任は行われていなかった。」のだから、本件事故では、政府災害現地対策本部長は、無任所で法的な役割を行うことや指示を出すことはできない。又、みなしという法律がないので、みなし行為も違法となる。本件事故の行政対応は、政府災害対策本部が既存法を葬り、閣議決定という手法で、不遑及の原則に反する悪法を作り、被災者・国民に負担と我慢を強制したのである。

2) 緊急時モニタリングデータのとりまとめ

採取されたサンプル等は、原子力センターに置かれた2台のゲルマニウム半導体検出器等を用いて分析し、結果は隣接するオフサイトセンターに置かれた国の現地対策本部に職員が持参する形で報告された。集まったデータについては、オフサイトセンター内の全機能班に情報共有するとともに、逐一ERCにFAXで送付していた。また県対策本部へのデータ送付は、県原子力センターが行うこととなっていた。

※由々しき記載である。緊急時モニタリングデータは、オフサイトセンターに参集していた全員とERCと福島県は共有していた。しかし、このデータは双葉町災害対策本部長へは周知しなかった。この結果、このデータを双葉町災害対策本部長は、町民へ伝えなかったという不作為を働いたことにつながる。

この問題は、ここで、このまま終わらせることができないほど、将来につながる大きな問題である。

原子力災害対策マニュアル、防災訓練の約束、災害対策基本法、原災法等の主旨に抵触する事案で、不利益情報の不告知で、当然知らされるべき情報を恣意的に閉ざされたために、不当な被ばくを強制されたという損害賠償請求事案に至る、ひどい話である。この行為を鬼畜といっても劣らないくらい、ひどい話である。

<施設・設備>

- オフサイトセンターの建物の換気設備に空気浄化フィルターが設置されていなかったため、時間とともに内部の放射線量が上昇し、オフサイトセンター内で100 $\mu\text{Sv/h}$ に設定してあったアラームが断続的に鳴るような状況になりながらも、防護マスクを装着して業務等を行わなければならなかった。
- 非常用電源も地震により機能しなかったためオフサイトセンターが停電状態となり、PC、FAX等のOA機器が使用できない状態であった（3月11日15:23から3月12日の午前1時過ぎまで）。
- 一斉招集連絡システムで関係機関の参集をすることとなっていたが、停電で一斉招集連絡ができなかった。
- 現地対策本部要員用の仮眠室やベッドなどもなかった。（仮眠を取るところがない）
- 生活必需品の不足や放射線量の上昇に伴い、オフサイトセンターの福島市への移転を余儀なくされた。
- 代替オフサイトセンターは、南相馬合同庁舎が予定されていたが、既に地震・津波による災害対応に使用され、さらに放射線量も上昇しつつあることから使用しなかった。

※上記には7か所に、「されていないかった、行わなければならなかった、機能しなかった、使用できない状態であった、できなかった、余儀なくされた、使用しなかった」と記されているので、点数を付ければ0点である。これだけ、施設・設備に不備があるのは、オフサイトセンターの維持管理を担う責任者の不作為を乗り越えて、仕事をしていなかったという任務懈怠を示している。この担当者を、本件事故の対応を妨げた責任の追及しなければならない。

<通信関係>

- オフサイトセンターでは、地震により大半の通信回線が使用できなくなり、ERCや地方自治体との連絡が困難になった。
- イーサネット専用回線は、余震により通信事業者の回線が切断され不通となり、この回線による電話・FAX、ERSS、SPEEDI、テレビ会議システムは使用できなくなった。
- 県及び関係町の衛星電話は地震前から故障であり、県には衛星電話を貸与していたものの町には処置できていなかった。
- 災害時優先電話は電話局側の電源が切れた3月12日の昼頃以降は全くつながらなくなった。
- 地震発生時に福島第一原子力発電所内の緊急対策室から検査官が携帯している防災携帯電話で保安院に報告しようとしたがつながらなかった。
- オフサイトセンター内の東電専用のTV会議システムは発電所と東電本店とは接続されていたが、ERCとは接続されていなかった。
- 3月12日午前3時過ぎの時点で一般の災害時優先電話は通信可能ではあったものの、つながりにくい状態であった。
- 衛星電話（ミニM）はつながりにくくあまり使用できなかった。また携帯の衛星電話のアンテナは上空を見渡せることのできる東側の窓近くに設置しなければならないものの適切な場所が少なく、医療班は1階にも設置せざるを得なかった。

※これだけ、できない理由を挙げる施設は珍しい。こんなにできないことがあったのは事件である。これでは原発の検査をする力量、能力がないことを意味し、保安検査官自身が検査を受けなければならなかった。

本件原発事故を惹起させた主因は、地震・津波ではなく、発電所の監視・監理を確実に実施する能力が、原子力安全・保安院等の規制側になかったために起こさせてしまったものと判断する。

上記を見ただけでも、ウソをつく理由があると思う。これが、国の検査機関の正体なので、原子力発電所の検査を正確に行うことはできない。したがって、本件事故を招いたと考えれば、経済産業省が総理府に行って、ウソの事故

始末を行ったと判断しても事故後のウソの筋が通る。

この記述は、規制主務の命題の原子力発電所の安全を担う、能力の欠如を自ら表明している。

ここで、本件事故は人災であることが証明された。

ク その他

- 3月11日21:23に福島第一原子力発電所半径3km以内の避難、10km以内の屋内退避に係る原災本部長指示が出されたが、現地対策本部では関係各機関の職員が参集できていないため、合同対策協議会の緊急事態対応方針決定会議を開催し、緊急事態応急対策の提言等をまとめるまでに至らなかった。
- 原災本部長から現地対策本部長への権限の一部委任は手続き的に行われていなかった。
- 原災本部主導で避難・屋内退避の指示が出されたため、オフサイトセンターでは屋内退避/避難勧告案作成に関する活動は実施しなかった。放射線班では屋内退避/避難勧告案作成に関する活動は行われなかった。
- 通信不全により外部との連絡に困難をきたしたため、飲食物摂取制限勧告の検討はオフサイトセンターではできなかった。
- 住民安全班からの市町村への連絡において現地対策本部を名乗らなかったために県からの連絡調整と誤解されたおそれがある。
- 交通規制等の調整、緊急輸送の整備、飲食物摂取制限の調整、物資調達、供給活動の調整に関しては大熊町のオフサイトセンターではできなかった。

※上記には、「至らなかった、行われていなかった、行われなかった、できなかった、おそれがある、できなかった」を列記してあるが、これは全て政府災害対策本部の過誤過失であって、原災法の主旨に反し、現場から遠い東京で、現場で何が起きているのかを認識することなく、しかも、原子力発電所の構造、機能を知らない素人政治家らが、発電所周辺自治体を排除して、事故対応を主導したために起きた人災である。

このことは、原子力災害対策マニュアル、防災訓練の実績等を官邸の政治家が排除したために、原子力発電所の事故と政府の事故対応の虚偽による被害を加算しなければならない要因を示している。

いわゆる、実態に合わない「中間指針」に「虚偽・誤導・排除・不利益情報

の不告知・被曝実態の隠ぺい工作・責任転嫁、我慢の時間等」を加算しなければならないということである。

8 おわりに

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とこれに伴う津波によって被災した福島第一原子力発電所の事故により、オフサイトセンターに現地対策本部が設置された。しかしながら、通信回線の切断による意思疎通手段の崩壊、物流の停滞による食料・燃料の不足、周辺放射線量の上昇に伴う被ばく増大の危険性等、様々な障害のために本来の現地対策本部としての活動は大幅な制約を受けることになった。

今回のオフサイトセンターにおける初動時の現地対策本部の活動状況の調査の結果から、3月11日から15日まで、オフサイトセンターに参集した国、地方公共団体、事業者の要員の個々の活動、相互の連携等について、その実態をある程度把握することができた。上記の過酷な状況の中、参集した要員は十分な食事も取れぬまま不眠不休の活動を行い、次々に起こる想定外の難題に対して、限られた通信手段を用いてできうる限りの対応を行ったと考えられる。

一方、現地対策本部での各機能班の活動及び、オフサイトセンターの設置場所、資機材の機能等について課題点が浮かび上がっており、今後はこれらについて更に検討し、防護対策の考え方及び原子力災害対策マニュアル等の改訂に反映していくことが重要と考えられる。

※ここには、終われない問題が潜んでいる。先ず、被告東電が地元で約束していた、何があっても運転を「止める」、原子炉を「冷やす」、放射能を「閉じ込める」ので、町長、大丈夫ですよと被告東電が語ったことに対し、被告東電から、この件に対し未だに釈明がない。津波問題は、東電設計から15.7mの津波予測の報告を、町と結んでいた「安全確保協定」に基づけば、当然報告される事案であったにもかかわらず、未だに報告と説明がない。「しかしながら、通信回線の切断～」とは、如何なものかの説明があるのは当然だろう。通信回線の切断となれば、業者による修理記録があるはずなので、この記録と請求書等の証拠の釈明を求める。

「3月11日から15日まで、オフサイトセンターに参集した地方公共団体の福島県」は、県が現地災害対策本部会議を開催していないと、原告に情報開示しているのは、発電所周辺6町がオフサイトセンターに参集していなかったの

で、会議そのものが成立していないことの裏付けである。

したがって、本件事故の正式な対応は未だ始まっていない。とすると、今日まで原告ら発電所周辺6町を排除してきた全ての行為は、原災法並びに原子力災害対策マニュアル上、違法で、原告らが参席して事故情報を共有する権利の妨害を行ったという、前代未聞の蛮行は無効であることを主張しておく。

小 括

1 原告は双葉町災害対策本部長の権限を誰にも委任していない

「民法643条、委任は、当事者の一方が**法律行為**をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。」「民法644条、受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。」

双葉町災害対策本部長は、本件事故に際し、「何人にも」本部長の権限を委任していない。

本件事故では、防災基本計画（抄）第10編、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策マニュアル、放射線障害防止法、双葉町地域防災計画、双葉町原子力災害対策計画等の全ての権限を、他人に委任をしていなかったもので、何人もこれを超えて指示・強制する行為は無効である。

	緊急事態対応方針決定会議	全 体 会 議
決 定 事 項	①屋内退避・避難の決定及び解除 ②ヨウ素剤服用の指示の決定 ③飲食物摂取制限の決定及び解除 ④事故収束のためにとるべき措置 ⑤緊急事態解除宣言を出すべきとの具申 ⑥その他現地対策本部長が必要と認めた事項	①緊急事態対応方針決定会議の調整事項の連絡 ②緊急事態対応方針の確認 ③緊急事態応急対策の実施状況に関する情報の共有 ④放射線モニタリング状況及び予測の報告 ⑤プラント状況及び予測の報告 ⑥プレス広報内容の確認 ⑦町民広報内容の確認 ⑧県・町等からの要望の取りまとめ ⑨その他現地対策本部長が必要と認めた事項の協議、報告

※ここには、被告国第 28 準備書面に記されている不当な、「開催できない特別な言い訳」については記載されておらず、例外なく必置されるものとされて、過

去の防災訓練では実行されてきていた。

上記の全体会議では、①～の調整事項の連絡、②緊急事態対応方針の確認、③情報の共有、④モニタリング状況、予測の報告、⑤プラントの状況と予測の報告、⑥広報内容の確認、⑦町民広報内容の確認、⑧県、町等からの要望の取りまとめ、⑨その他必要な事項の協議、報告となっていたこと、全部をやらなかったことは、約束違反であり、①から⑨までの共有を妨げて、発電所周辺自治体を災害関係法の順守を妨害して、住民の生命、身体及び財産を保護する義務を妨害したのである。これは、犯罪である。

第2 原告の実体験を延べる。

「その対策としては、①住民への迅速な情報連絡手段の確率、②緊急時環境モニタリング体制の整備、③退避及び避難場所並びに経路の明示等を挙げている。この地域の範囲は地域的な条件を考慮することが重要で、④講ずべき対策も原子力発電所に近い区域に重点を置いて整備すべきとしている。」について、原告が苦労した経験から、以下に弾じる。

ここでは、後付けの言い訳を記しているに過ぎない。双葉町には、発電所から原災法第10条通報、第15条通報があった。その後は、在庁していた期間、第一原発と第二原発からのみ通報が続けられたが、原災法に基づく合同対策協議会が機能せず、原災法上の行政組織からの情報連絡は全く無く、テレビで知る以外に方策は無かった。行政組織の遅滞、情報操作、任務懈怠によって避難の遅れによる被ばく被害は、合同対策協議会が開催されていれば避けることが可能だった。

本件事故の場合、原災法上の合同対策協議会が開催されなかった影響で、緊急時環境放射線モニタリングが行われたのか、公開されておらず不明である。現実には体制の整備とは空想に過ぎないものだった。

「退避及び避難場所並びに経路の明示等」について、原告の裁量で全て行った。この時、原災法上の災害対策本部長は、住民の生命、身体及び財産の保護について、尽力したということはなく、むしろ、発電所の生命と身体及び財産の保護に災害対策本部長の立場を他用していた。

原告は、事故情報に近い立ち位置にありながら、遠ざけられ、対応が後手後

手になり、多くの町民とともに1号機のベント、1号機の爆発の二重の被ばくをさせられ、この事実を隠蔽させられている。「講ずべき対策も原子力発電所等に近い区域に重点を置いて整備すべきとしている。」と被告国は、今に至ってもウソをついている。被告国は、第28準備書面にウソを連ねて裁判官を騙そうとしているが、原告は実体験を語っているので、ウソを許すことはできない。

『27頁』「ジェー・シー・オー臨界事故の反省は多岐にわたり、原災法が誕生した」「平成12年5月に原子力事業者の責務が明確化された。」とは、そのとおりで、事故対応に費やされた費用を全額当該企業が支払っている。又、事故の責任が問われ、企業は罰金刑、責任のある社員は禁固刑の刑事罰に服している。本件でも被告ら責任のある者たちは、その罪状に応じ刑に服さなければならない。

更に、「緊急被ばく医療の在り方について」の効果なのかもしれないが、事故現場周辺で、年間1ミリシーベルト以上被ばくしたと思う人は、無償で健康調査を現在も受け続けている。

「被告国は、中間貯蔵施設の建設、除去土壌の搬入等に当たっては、福島県、大熊町及び双葉町からその受け入れを容認する意向を受け、福島県、大熊町、双葉町及び環境省との間で、中間貯蔵施設の周辺地域の安全等に関する協定を締結するなど、地方公共団体の了解を受けている」について、汚染者負担の原則から言えば、福島県、大熊町、**双葉町**及び環境省は部外者である。当事者というのは、汚染物を放出した被告東電と、汚染された土地の所有者が当事者となる。福島県、大熊町、**双葉町**及び環境省には交渉権はない。あえて、交渉するとすれば、権利行使の必須である「委任契約」を当事者から得なければならない。原告は、誰にも交渉の委任をしていないので、地権の侵害をされているのである。

「被告国は、中間貯蔵施設の内外における空案線量率や地下水・周辺水域等の水質等のモニタリングを継続的に行うなどの安全対策を実施している」に

ついて、原告は依頼していない。

2 被告国第28準備書面に添付された証拠集

原告、**双葉町長**の時に知らされるべきものだが、本裁判の証拠として提出されたので、それぞれに目を通してみると、今更ながら、本件事故を防げるためのものではなく、現場に収まらない、ことば遊びの設計図であったことがわかる。これに反論する者がいるだろうが、現実には事故が起き、被災者の生命、身体及び財産が守られていないのが実態である。以前、原告は工事施工業者だった。設計図は構想図であって、工事施工に際しては、現場に沿う施工図が無ければ何もできなかった。証拠集の殆どが、現場に符合する施工図ではなく、実際事故が起きた。政府災害対策本部長は地位を生かして、災害対策関係法を原子力発電所の生命、発電所本体及び関係する者たちの財産・権益を守った。そのうえ、原告ら被災者の被害の隠ぺいに大きく寄与している。したがって、証拠集は架空の作文に過ぎないことが分かる。被告国がこの判断を否定するならば、本件事故が起きなかった。

第3 被告国第28準備書面 証拠丙ハ第186号証の1、及び、同2について

ア 証拠丙ハ第186号証の1

証拠丙ハ第186号証の1の20頁中段に記載されている「～、オフサイトセンターに職員を派遣できる状況ではなかった。」については、悪質な虚偽記載であって、原子力防災専門官がオフサイトセンターへ参集をさせなかったことを、あろうことか**双葉町災害対策本部**へ、責任を転嫁した悪意のある作文である。

このため、被告国第28準備書面は、原告への反論とすることが出来ないものと断定する。

JNES がいう「オフサイトセンターに職員を派遣できる状況ではなかった。」が事実であれば、**双葉町**に回答を求めるための文書を届ける必要がある。その文書を**双葉町**は公文書受付を行うので、受付番号が無ければならない。そして、回答するにあたっては、**双葉町長**が承認を示す押印を付した書面が必要である。

原告は、当時、このような文書に決裁した覚えが無いので、**証拠丙ハ第186**

号証の1及び2は、記載者の氏名、所属、取材した時刻・場所等及び立会人の氏名等の記載がないので、**双葉町災害対策本部**では認証できていない偽物で、当裁判の証拠とすることについて認諾することはできない。

結 語

本件事故は、**ウソから事故に至らしめ**、そのウソを隠すために事故後の対応は**もっと多くのウソをついている**。

ウソをつかなければ、経済産業省原子力安全・保安院の関係者の首が飛ぶので、**真実ではないウソを法廷に持ち出している**のだろうが、ウソを有効と判示することはあり得ない。

そのウソを繰り返す、被告国の第28準備書面に記載されている事項によって、原告は騙されない。事実をありのままに述べているので、ウソをつく必要がない。被告国のウソによる損害の債権回収は、これから先のことにしている。

おわり